

改善報告書

令和6年7月3日

1. 大学名：作新学院大学

2. 認証評価実施年度：令和4年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：6-3

○学校教育法93条第2項第3号に基づく学長裁定と教授会での審議事項との不整合及び理事会・評議員会の運営などガバナンス面での不備があり、内部質保証に関して機能が十分とはいえないため、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目6-3について

「令和4年度 大学機関別認証評価」において〈改善を要する点〉としての指摘をいただいた①～④について、再点検と改善を行うと共に、改善報告書を作成した。令和6年7月3日に、合同自己点検評価委員長より運営会議に提出し、審議の上で承認され、本学ホームページにおいて①～④及び本基準についての改善報告書を本学ホームページで公開することにより、内部質保証に関する機能性についての改善を行った。

①基準項目：4-1

学校教育法93条第2項第3号に基づく「教育研究に関する重要事項」について、学長裁定を作成し対応をしているが、「教授会」に周知しておらず、「教育研究に関する重要事項」と「教育研究に関する事項」を教授会規程上は区別しているが、別の規程や実態としては整理ができていないため改正の趣旨に基づき、改善を行った。

②基準項目：5-1

「決算及び事業の実績」について、私立学校法第46条に「理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。」と規定されており、「決算及び事業の実績」については、あらかじめ理事会において議決を経る必要があるが、寄附行為第40条第2項には「理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を聴き、理事会の承認を得なければならない。」と定めており、私立学校法にのっとっていないので改善を行った。

③基準項目：5-2

寄附行為に基づく理事長、理事、評議員の選任手続きについて、次期評議員を理事会において選任し、その後、評議員のうちから次期理事を選任するため選任段階で、「新旧

対照表」等を事前に配付し審議していることが、資料及び運営方法として適切ではないため、改善を行った。

④ 基準項目：5-2

「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部研究活動における不正行為の防止等に関する規程」などにおいて改廃を「学長が決定する」と規定している規則の改正について、評議員会や理事会で審議し決定していることは適切ではないため、改善を行った。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 6-3 の資料

- ・ 6-3-1 改善報告書（基準項目：4-1）（教授会及び研究科委員会の規程の学校教育法 93 条第 2 項第 3 号の趣旨に基づく改善）
- ・ 6-3-2 改善報告書（基準項目：5-1）（寄附行為第 40 条第 2 項の私立学校法第 46 条にのっとりた改善）
- ・ 6-3-3 改善報告書（基準項目：5-2）（寄附行為に基づく理事長、理事、評議員の選任手続きにおける資料及び運営方法の改善）
- ・ 6-3-4 改善報告書（基準項目：5-2）（評議員会及び理事会において、改廃を「学長が決定する」と規定している規則の適切な取扱いへの改善）
- ・ 6-3-5 令和 6 年 7 月 3 日（水）運営会議 議事要旨

上記、(6-3-1) ～ (6-3-5) のエビデンスの添付資料は、改善報告書（基準項目 4-1）、（基準項目 5-1）、（基準項目 5-2）(1) (2) と同じため省略します。